

平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」  
質疑応答要旨

（質問者 1）

私は IR に賛成でも反対でもなく、知識を得たくてセミナーに参加した。

まず、行政に対して、カジノへの入場料が比較的高い、さらに、入場回数をマイナンバーカード等で管理するという話を聞くと、危険だから、暗にあまり近づくなと言っているように思える。一方で、インバウンドがもたらす経済効果を府市が喉から手が出るほど欲しいというのもよくわかる。IR は統合型リゾートなのに、カジノ以外の部分がなかなか見えてこない。進めたいのであれば、その辺りを府民・市民にわかりやすくアピールしてはどうか。

次に、先生に伺いたい。カジノが無ければカジノによるギャンブル依存症は起こり得ない。しかし、大きな事業として依存症対策が行われるならば予算がつき、周知もされる、国家的大プロジェクトになったおかげで、これまでできなかったことができるという意味で、賛成というか推進することに異議が無いように思えたが、マッチポンプ（自分で起こしたもめごとを鎮めてやると関係者にもちかけて報酬を得ること）のような気がして仕方ない。どう考えるか。

（回答：西村講師）

あえてマッチポンプの批判をお受けする。私は、海外のカジノとその対策を行っている人たちに話を聞くため、できるだけ時間を作って現場まで足を運んでいる。その街で実際に何が起こってきたか、10 年、20 年ものデータを見せてもらい、対策のレギュレーション（規制）をどうコントロールしているかについて、カジノ施設の担当者や州の責任者に話を聞いている。

一つ分かったことは、薬物やアルコールに比べるとコントロールが可能であるという状況が作られていること。ただし、コントロールしても問題は起きるが、対策が進むことで、トータルとして、デメリットよりもメリットの方を多くすることは、行政がしっかりやっていくことにより可能だ。もしカジノを作るのであれば、最新の一番良い対策を持ち込まないといけない。それをしないまま進んでしまうのは良くない。正直悩ましいところだが、やる価値はある。

13 年程前、パチンコ産業と私が協力して電話相談を開設した時に総スカンを食った。しかし、やって良かったと思う。現在では、パチンコホールの店長クラスが出向してきて、トレーニングを受けて電話相談に対応し、人出不足を補ってくれている。営業する人たちがトレーニングを受け、客に何が起きているかを把握し、のめり込みに対して相談センターを紹介したり、コントロールの仕方をお教えしたりする。少しずつだが業界も変わってきた。私は対立よりもどう連携するかということを選んでいるので、批判はあるかもしれないが、あえてそこは引き受け、可能性の窓を開けていきたいと考えている。

（回答：職員）

政府は、厳しい規制のもと、安全・安心に楽しめることを一つの重要なコンセプトにしており、入場回数制限やマイナンバーカードの義務付け等、世界最高水準のカジノ規制となっている。

IR の具体的な施設を示すことで理解が進むのではないかというご指摘については、我々もそうしたいが、民設民営の施設であり、（公募により選定した）民間事業者の提案により具体的な施設の中身が決まるため、現時点ではお示しできない。配布したイメージ図のように、できるだけわかりやすく、IR をご理解いただけるように取組みを進めていきたいと考えている。

なお、「大阪 IR 基本構想（案）・中間骨子」を昨年 8 月に発表し、その中で一定、大阪の IR

平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」  
質疑応答要旨

の基本的な大きな考え方、期待していくものについて明らかにしている。また、（構想案をとりまとめるほか）法律で決められた実施方針という区域整備計画作成前に一定方針をお示しする機会もあるため、プロセスに応じ、可能な限り検討状況をお知らせしていきたいと考えている。

（質問者 1）

仮に IR 誘致に失敗しても、冒頭で説明されたような、いわゆるパチンコや、その他のギャンブル依存への対策については、是非進めてほしい。

（質問者 2）

今、40 万人とも 70 万人とも言われるギャンブル依存症と思われる方が存在するということが、IR 導入に反対する中には、カジノ施設ができればギャンブル依存症の方が増えるという論調があると思う。しかし、先生の話をお伺していると、対策がなされることで、逆に依存症の方が将来的には減っていくのではないかという印象を受けたが、どう考えるか。

（回答：西村講師）

そんな楽観的な話ではない。本当は減ると言いたいのが、様々な複合的な要素があって減るもの。ただし、一つ言えるのは、この問題は、ギャンブル依存だけをターゲットにするのではなく、公衆衛生的に、今の福祉制度にたどり着けず、娯楽を上手く活用できないような孤立した人たちをどう救うかという対策を先行して進めることが味噌だということ。カジノができてから対策を施している間に合わない。リスクの高い人をいかに減らせるかが重要である。カジノ開業後は、どうしても一時的に依存症の方が若干増える。人は浮かれるものである。それを最小限に食い止め、対策効果が出てきた時に減らしていく。これを狙ってやるかどうかの方が大事だ。

実は、アルコールや薬物の依存に対しても同じようなことをやっているが、対策効果があまり出ていない。ある程度資金を投入しギャンブル依存の対策を行ったところだけが薬物やアルコールの依存のリスクも少し減っている。カジノによって減ったわけではないが、そのための対策にどのぐらい取り組むかという戦略が必要ということ。しかし、ギャンブル等依存症対策基本法はそういうたてつけにはなっていない。本来は、しっかり整備してほしいところ。

（質問者 3）

ギャンブル依存症は、医療だけでは馴染まないというのは誰が認定するのか、あなたは依存症だということを誰が診断するのかということが少しもやもやしている。医療には難しいけれども、やはり医者に診断してもらいたいのか、あるいは他の公的機関がやるべきなのか。そうだとしたら、具体的にどういう機関が考えられるのか。あるいは、ギャンブル依存症に、例えば、介護保険のように要支援のランクをつけるとなると、基準をどこが考えるのか。本人へのヒアリングだけではギャンブルをしているのにしていないと答えるなど、色々な問題が出てくると思うが、先生が認識している範囲で結構なので、教えていただきたい。

（回答：西村講師）

非常に難しい問題。ギャンブルの問題は医療にピタッとは馴染まないが、先行するうつや不安障害、重複障害など合併する障害はかなり高率に存在し、このケア無しでは依存状態のケ

平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」  
質疑応答要旨

アが成り立たないというのも事実である。そういう意味では、医者が評価することはとても重要なことで、決して医療が不要というわけではない。依存症を医療の対象として特殊化するのか、ギャンブルの問題がある人たちを総合的に評価するのかとなると、私は、どちらかというところ、介護保険に近い考え方で、生活障がいに合わせてどういった生活支援をするかを医者が評価して、その中で医療がいる部分といらぬ部分の評価していく形が良いと考える。ただし、日本の場合には医療保険があるので、そこに乗っかっていくのが一番簡単かもしれない。

しかし、増大する医療費を抑制しなければならない時代に、数十万人というギャンブルで問題を抱えている可能性がある人たちを精神医療だけでカバーしなければならないのかというところ、正直疑問なところがあり、医療でも精神保健センターでも保健所でもできるような評価パッケージを作っていくことが非常に重要ではないかと思う。脳科学等の医学は勿論、ケアや評価も含め、今までとは違う色々な形で先端的にこの大阪が一つのモデルを出していくというのができたなら、それは世界に対しても役に立つことではないかと考える。

（質問者 4）

公営競技のオンライン参加にあたって、例えば、年齢確認が行われると思うが、本人の自主申告だけでできてしまうのか。カジノでは入場料を払い、マイナンバーカードで本人確認をすることで敷居は高いが、オンラインカジノはやけに敷居が低いのではないかと思う。

先生が言われるように、確かにカジノ施設に行くよりも、オンラインの方が非常に怖いのではないかと思うが、どう対策をとるのか。もっと規制すべきなのか。

（回答：西村講師）

やはりガイドラインは要る。オンラインの世界は、違法なものも含めてどんどん広がっていく。国境を越えるし枠組みが無いから、まずは、世界標準のガイドラインに早く日本が乗ってほしい。ある程度の規制も大事だし、様々な啓発をすべきだ。本人確認やその情報をどう扱うか。オンラインの公営競技も宝くじも情報は一元化されていない。特に、競馬はある程度、中央で情報が集約されているが、他の公営競技では開催する事業者自身が顧客の情報を持っていないという事態が一部では起きている。

このようなことも含め、全体のリスクを下げていくために、情報を公開し、まずは対策のためにメガデータをしっかり分析できるフレームワークが要る。公営競技が関わってくると、自治体では難しいが、自治体単位でできる部分に関しては、誰が何をしているか、把握していくことが重要と考える。カジノ以外のものに関してどうするのかというのは非常に問題である。

（質問者 5）

ギャンブル依存症の当事者として、オンラインは金の感覚が無くなる。パチンコ、スロット、現場に行って馬券を買う競馬等であれば、自分で金を払ってるから金という感覚がある。ところが、オンラインだとボタン一つで決済され、金の感覚が無くなり、減っていく感覚も無くなっていく怖さがある。その辺はやはり大事なことなのか。

平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」  
質疑応答要旨

（回答：西村講師）

重要な指摘だ。同じギャンブルでも直接会場に行つてする場合と、オンラインである場合では全く感覚が変わるため、本来は別のものだと思つた方がよい。それぞれの対策を考える必要がある。ギャンブルには含まれないが、FXや証券取引、株の売買や先物取引というのは、（感覚的には）まさに数字の話。金ではなく数字に変わってしまう。だから、数字の動きについてプラスマイナスとっていると、下の丸＝0を忘れてしまう。つまり、プラス1と思つていることが、1万円なのか10万円なのかという感覚も桁もわからなくなっていくため、オンライン化するとその桁が一つ跳ね上がる危険がある。そういう感覚やメカニズムをまずちゃんと調査・研究しなければならない。ギャンブルという漠然とした概念ではなく、オンラインになった場合、今までやっていた人たちがどう変化するか等を研究しないとイケない。幸い、関西には非常に優秀な研究者の方たちがいらつしゃるので、その力も借りて、対策を考えていく必要がある。

（質問者6）

世界最高水準のカジノ規制と謳われているが、他の国の年齢制限は何歳か。年齢制限は20歳ではなくもっと上げるべきではないかと思うが、どうか。選挙権は18歳からであるが、カジノはもっと社会経験のある人を対象にしているかと思うので、制限は上の年齢にした方がいいのではないかと思う。他の国はどうか。

（回答：職員）

シンガポールでは21歳未満は入場禁止。日本では公営競技では20歳未満は入場禁止と規定されているため、それに準じた形でカジノも規定されたと認識している。

（回答：西村講師）

年齢に関しては結構議論があり、文化等にもよりけりのようだ。その地域での、車が持てる、会社に入るなどの経済的な自立が何歳ぐらいで認められているかにもよって、大分考え方が違う。北米では州によって年齢制限が違い、19歳という州もあれば20歳という州もある。できるだけ年齢が高い方がいいとは思ふ。当たり前であるが、私が1日に1万円パチンコで負けても少し後悔する程度で済むが、18歳の子が1万円負けたら一大事である。本来は、リスクの背負える年齢に合わせて、どれぐらいリスクがあるエリアに入れるかとうことを考えていくべきだ。

（質問者7）

世界に対して何十年も遅れている対策の現状から、世界最高水準まで持つていくには結構至難の技ではないかと思つている。なおかつ、こういう問題は、経済的合理性はあまりないというか、福祉的な要素が強いため、そこで儲かるというものではなく、対策に参画する合理性がないので非常に時間がかかる。

その上で、先生が言われていた対策のステップアップが非常に重要であると思ふ。ステップアップしていく時には、どのような方策があるのか。例えば、極論、依存になっている人はもうほつといて、若い人たちに対する予防を重点的に考えていく方がいいのかなど、ステップ案をもう少し教えてほしい。

平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」  
質疑応答要旨

（回答：西村講師）

遅れているところを取り戻していくということはなかなか大変だが、国家プロジェクトとして取り組むもので、IR 事業者自身が対策に参画するという意味では、他の問題の対策に比べると進むと思う。また、薬物のように違法なものへの対策とは違い、他の依存対策に比べると早くレベルを上げやすい部分であると思う。

シンガポールのモデルが役に立つ。シンガポールでは、全体に対して数が少なく、なかなか現れてこない重症者については、医療や施設などで把握していく形をとり、対策をあまりそこばかりに集約しないようにした。また、当事者の活動を支援し、その受け皿をある程度充実させた。さらに、その中間である不安定な人たちに対する啓発と軽症者の予防介入を非常に重点的に行った。まず、次に重症化する人を抑えて、今問題になりかかっている人、とにかく対策をしやすい人からやっていき、その上で、さらに重症化している人たちに力を注ぐというやり方をしていく。つまり、入りやすいところから、効果がより早くより広く出やすいところからやっていく。しかし、どれかだけやるのではなく、そのバランスも大切である。

8,000 円という高い入場料を取っているのはシンガポールだけ。入場料の内の結構な金額が、ギャンブル以外の民間の様々な社会問題の支援をしている NPO に活動資金として再分配されている。それにより、ギャンブルだけでなく、アルコールや薬物の依存問題のリスクが高い人たちもケアが受けられるようにし、500 万人程の国家でもあるため、より予防的な対策を実施することに重点を置いている。そして、対策を掻い潜っていく人たちにはどうしていくべきかという段階的なステップケアのやり方が、日本でも有効ではないかと考えている。

（質問者 8）

先生の考え方は、治療から予防という考え方は今の医療界全体にとっても、社会保障制度の持続可能性という観点からも、非常に大きな流れであり、ギャンブル依存対策についてもそうした予防の考え方が全面的に打ち出されたということで、大変心にストンと落ちた講演だった。

一方で、国の対策としていくつか法制化された入場回数制限や入場料があるが、これ自体ではやはり不十分だという考えになるのか。国の法律、予防の観点から様々な対策を大阪として打っていくというのは、十分に理解したつもりであるが、法制化された様々な規制だけでは、日本人をカジノ依存症から救うことはできず、さらに多くの手立てを打っていかなければいけないという考えなのか。それとも、入場回数制限と入場料等による規制によって、依存症は大分防げるため、万が一の状況に応じて様々な対策を打っていくという考えなのか。この辺が今ひとつはっきりしなかったなので、考えを聞かせてほしい。

（回答：西村講師）

正直に言うと、国の対策に効果があるかはわからない。例えば、入場料 6,000 円は、シンガポールが 8,000 円であるため、日本ではこれくらいかと、科学的な根拠がなく極端に言えば雰囲気でも決まった対策でもある。そもそもシンガポールの入場料が、いわゆる問題ギャンブルをどのくらい抑制しているかという賛否両論ある。世界でも、逆にマイナスだという研究者もいる。なおかつ、入場回数規制はある程度効果はありそうだが、費用対効果として、例えば、ゲートを作

平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」  
質疑応答要旨

らないといけないなど、非常に手間がかかる。しかも、それが他の対策よりも優れた効果を出しているかどうかは実証されていない。

ただ、まずは何か目に見える形の対策を作らないと次に進めないというか、いわゆる空気の対策だと思っている。しかし、本当に効果が無いかどうかはわからない。これについては、効果ありきではなく、私はこの対策だけで上手くいくとか、この対策はそもそも効果があるかどうかというのは、事実の根拠レベルでは非常に外側に置いている。むしろ、今後、対策を進めていく中で、効果の有無も含めて見直したり、検証していくべきと思っている。このため、これありきで物事を縛っていくのは範囲がかなり狭くなってしまうため、様々な統合的なケアをしていかなければいけない中、この対策をしているからいいだろうと考えるのは非常に良くないと考える。

（質問者 9）

IR に対しては、ギャンブル依存症に対する注目が上がり取組みがたくさん出てくるので、良いことだと思っている。私の近い人で重度のギャンブル障害の人がおり、その経験の中で難しいと感じているのは、本人も家族も恥ずかしいという思いがあり、診断に至るまで時間がかかるうえ、その間に重症化していくということである。また、診断後の支援においては、本人がかなり強い意志を持たないと、通院やグループディスカッションへの参加を続けることができないことが一つ大きな課題であると思っている。

府市への質問で、府の依存症対策として、今年度、依存症患者受診後支援事業を新規で行うとのことであるが、どのように取り組んでいるのか。また、先生への質問で、依存症患者が自ら行かなくても、第三者が働きかけてくれるような支援があれば教えてほしい。

（回答：職員）

依存症患者受診後支援事業は、受診後、実際に患者の方が自助グループに通われているのか、問題が起きていないかなど、アフターケアも含め、アフターフォローの支援をしていこうという事業である。これは厚生労働省の事業で、大阪府は補助金を活用して実施していこうと考えているものである。ただ、具体的な要綱がまだ示されておらず、現時点では実行の段階に移れていないが、我々としては、アフターケアも非常に重要な要素と考えており、本事業を効果的なものになるよう進めていきたいと考えている。

（回答：西村講師）

とても大事な話であり、まさに弱点である。システムを作ってもどうアクセスしてもらうか、また、来ていただければ直ぐに解決するというわけではなく、その後のフォローを一体誰がどんな形でサポートするのか。依存の問題はそこが非常に弱く、しかも体の症状があればよいが、ギャンブルの問題は今その時やってないとなると本人の（相談支援を受けようという）モチベーションも少ない。また、恥ずかしいという感情については、海外でも対策上の一番大きな問題は、スティグマ（他者や社会集団によって個人に押し付けられた負の表象）や偏見。ギャンブル等依存症は病気であると啓発しているが、これが逆に支援を遠ざけている可能性も十分ある。安心する半面と遠ざける半面があり、自分は依存症なんかではないと思わせるところがある。スティグマについて嫌がるものをどうするか、この解消により相談してもらえるようにする。

平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」  
質疑応答要旨

一つの解決法として、オンラインでのサポートが海外で急激に広がっている。私たちのリカバリーサポート・ネットワークは匿名で相談を受けるようにし、パチンコホールのトイレに啓発ポスターを貼っている。店内でポスターの電話番号を撮っていたら恥ずかしいと思われるであろうと考え、最初からトイレにしか貼らないようにした。そういう形で、匿名で相談してくることから少しずつ支援に繋げていく。こういうことをどのぐらいサービスとして配慮していくかは公的な相談だけでは難しいので、やはり民間が随分やっついていかないといけない。また、最近はオンラインでの心理療法とグループカウンセリングというのが結構なされているようである。まだ新しい取り組みではあるが、その成果も見え始めてきて、新しいテクノロジーを使ったケアというのは大阪府も課題の中にあげている。

そして、ギャンブルがあろうがなかろうが、通常の生活がうまくいかず、ギャンブルを止めて初めてこの人がなぜ長いことはまっていたのかがようやく見えてくるところがある。依存症の診断と、隠れている本質的な生活の課題が何かという診断が見えた時に、初めていろんな支援の形が生まれてくる。例えば、元々うつだったり、軽度の発達障がいにより対人関係が苦手であることがわかると、訪問看護や通院支援という形で様々な福祉サポートを入れる。逆にギャンブル依存というところだけにあまりこだわらないでやっついていくと、いろんなサポートのあり方がある。このため、皮肉なことに、時々ギャンブル依存の専門外来に行ってるよりも、一般外来に行った方がちゃんとしたケアを受けられるということが起こってしまう。

今、どういう症状の人がどんなケアを受けて最終的にどうなったかという調査が全然足りておらず、治療から抜け落ちていく。データや情報を集約してどんなサポートが必要かということ等を、これから対策の中に盛り込んでいかないといけない。非常に重要である。

(質問者 10)

大阪アディクションセンターについて、もう少し具体的なプロセスや、相談者あるいは依存症の本人、家族の方に対するサービス上の工夫について教えてほしい。

(回答：職員)

病院、自助グループ、行政などの様々な依存症の関係機関は各々の役割りを果たして個別に動いているが、同じ問題を抱える方をネットワークとして連携して支え、情報共有することによって、地域で支えるという考えが非常に有効ではないかということで立ち上げたもの。活動を開始して2年になるが、現在は、大阪府こころの健康総合センターが事務局となって、様々な関係機関や団体の加盟が増えてきている状況であり、症例等の共有もしながら対策力向上に努めていくこととしている。今後も、しっかり状況を共有し、関係性を築き、ご本人や家族が抱える問題をネットワークで支え、適切な機関を紹介していくことなどにより、対応力の向上を図っていくことを目的に行っている。

(質問者 11)

日頃いろんな方から各種相談を受ける仕事をしているが、借金問題などで内容を聞くと、ギャンブルで借金を負ったという方の相談もあった。そういう相談があった時に、先生に相談に乗っ

平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」  
質疑応答要旨

てもらいたいと思う方を繋ぎたいと思うが、具体的にどちらに電話したらよいか。

（回答：西村講師）

パチンコの問題に関しては、リカバリーサポート・ネットワークの電話相談で対応している。できれば、夜間ではなく日中にかけていただければ、ある程度本人からパチンコの問題の状況等について話を聞くことができる。

ただ、債務の問題が起こるには、起こるなりの様々な事情があるため、何が背景で起こっているのか、ギャンブルだけでなく＋αで何があるのかを細かく聞き取っていないといけなない。債務問題を繰り返したり、こじれているケースは、本来はできれば精神保健センターにも入っていただき、両方でサポートする形が一番良い。債務問題で相談に来られた方に、精神保健の相談窓口も使っていただくと、何が起こっているのか、どんな人たちがいるかというのも、より数として把握できるため、対策も進むと思う。

パチンコの問題に関しては、リカバリーサポート・ネットワークにも声をかけていただければ、私たちも情報提供を行うし、一つじゃなく、いろんな窓口を使われてみるといい。また、大阪には、「大阪クレサラ・貧困被害をなくす会（大阪いちょうの会）」など、債務に関する問題について一生懸命取り組んでいる民間団体もある。そういう社会資源について、まだ、債務の相談窓口と精神保健の相談窓口の間で情報が十分共有されてないという側面はあるかもしれないが、ぜひそこは遠慮なく使われた方がよい。これは医療機関に聞いてもわからない。一番良いのは精神保健福祉センターまたは保健所である。

（質問者 12）

IR推進局の説明では、海外の主なIRとしてシンガポールのマリーナ・ベイ・サンズが紹介され、その中にカジノやショッピングモール、パビリオンがあり、一体的な経済的効果を高めようとしているとのことだが、大阪市内には多数の高級ブランド店やショッピングモールがあり、IRができればそれらと競争状態になると思う。そうなれば、IRのショッピングモールやパビリオンは儲からず、赤字になることもあり得ると思われる。

よく聞く話では、IRではカジノが稼ぎ頭になり、他の事業はあまり収益が無いということだが、仮に、IR内のショッピングモールが経営不振で赤字となった場合、カジノの収益をショッピングモールに補てんする形になるのか。そうなった場合、他の一般的な市内のショッピングモールとの不公平さが出てくると思う。IR内のショッピングモールが赤字になった場合、撤退するのか、既存の市内のショッピングモールとの競争になった場合どうなるのか。

（回答：職員）

IRはカジノだけではなく、国際会議場、展示場、ショッピングモール、ホテル、エンターテインメント施設等が一体となった施設であり、経営はカジノ収益を含め一体型になると考えられる。

また、他の施設への影響について、シンガポールでは2010年に二つのIRが開業され、外国人観光客数や観光産業全体の売上が非常に大きな伸びを見せたことから、我々としては、IRができることによりパイ（市場規模）を大きくし、全体の経済活性化に繋げていけると考えている。



平成 30 年度第 3・4 回  
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（I R）セミナー」  
質疑応答要旨

（質問者 13）

各種メディアのアンケート調査結果では、大体 60%から 70%でカジノ反対が圧倒的に多い。大阪府民を対象にしたメディアのアンケート調査でも同様の結果。

まず、カジノに対して非常に反対が強いにもかかわらず、府市は着々と準備をしている。大阪によく海外のカジノ業者が来たと報道されているが、肝心の府民の声を松井知事が会って聞いたという話は耳にしたことがない。こういう説明会も本当に公平にやろうと思えば、カジノが問題だと考えている多数の府民の意見をきちっと組み上げることが必要ではないか。この説明会は一方的な説明で、しかも質問は少ししかできない。これについてぜひ対策を考えていただきたい。

それから、先生に聞きたいことは、自殺に関する統計はあるのか。例えば、インターネットで調べると、パチンコが原因で首つりをしたとか、おそらく重度の人の話かと思われるが、2割ぐらいは自殺の傾向があるとかという情報が掲載されている。ギャンブルでも自殺者が出ているのではないかと。私はこういう問題がもっと報道される必要があると思っているが、その辺、統計的にどうなのかを聞きたい。

（回答：西村講師）

非常に大事なことで、自殺はある。自殺は依存問題の中で一番課題。娯楽であるはずのものが原因で死んで駄目なわけで、その数はどうなっているのか。現在は、府市でギャンブルに関連した自殺が何件あるか等の統計が取られていないため、今すぐ出せるかどうかは別としても、現状の中でちゃんと調査していく必要はあると思う。

ただ、ギャンブルの中で自殺の統計を見ていくと、その中にアルコールを原因とする自殺も非常に多く、当然鬱が原因というのものもある。それら複数の要因がどのように関係して何が起きているのか、本当に重要な問題である。

（回答：職員）

統計について補足。自殺との関連性の統計について調べてみたところ、警察庁に自殺の統計がある。これが全ての自殺を網羅しているかどうかは別として、基本的には警察庁の統計が日本の公的な自殺の統計として確かなものとされている。ただし、統計では、原因がギャンブルなのかアルコールなのかという詳細の区分がなく、経済的問題という要因に含まれているものと、健康上の問題という要因に含まれているものがあると思われるが、それよりも更に細かい理由は、現在のところ統計がない。ただ、現に、実態として存在していることは認識している。

また、マスコミ等の世論調査では6割以上の方が反対であることについて、我々も重々認識しており、府民の皆さまに丁寧にしっかり説明し、丁寧に話に耳を傾けることが非常に重要であると考えている。ただ、現時点では、I Rに関する報道等を見ても、皆さまに情報が十分に伝わっていないのではないかと認識しているため、まずは、今回のようなセミナーの場で、I Rにかかる懸念の課題について、我々がしっかりと対策を取ることで最小化できることを知っていただくとともに、適切な情報をしっかり発信し、ご理解いただくことが重要であると考えている。

なお、このたび成立したI R整備法において、自治体が区域認定の申請を出す場合には、議会の議決を経ることが定められている。つまり、皆さまの代表である議会の承認がなければ、我々は単独でI Rを誘致することができない仕組みが担保されている。